

大和郡山市こども計画策定業務委託 仕様書

1. 業務名

大和郡山市こども計画策定業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

3. 目的

大和郡山市は、現行計画（第2期大和郡山市子ども・子育て支援事業計画）が令和6年度末をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする次期計画を策定する。この次期計画は、令和5年4月1日に、こども基本法が施行されたことに伴い、「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」を併せ持つ「大和郡山市こども計画」として策定する。本業務は、現行計画の現状分析・評価および課題等の整理、こどもや子育て世帯等の生活実態や動向、ニーズ等を把握・分析するため市民アンケート調査の実施、事業量の推計・目標値の設定、大和郡山市子ども・子育て会議の運営支援などを実施し、その結果を踏まえて大和郡山市こども計画を策定することを目的とする。

4. 計画策定の留意点

大和郡山市こども計画は、第2期大和郡山市子ども・子育て支援事業計画の内容に加え、新たに①、②、④、⑤の計画を包含して策定するものである。また、計画の作成に当たっては、国が定める「こども大綱」を勘案するとともに、国、県および近隣自治体の子ども・子育て支援の動向、関係法令等の制定・改廃、市の関連計画の動向等にも十分留意すること。

- ① 市町村こども計画（こども基本法第10条に規定）
- ② 市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定）
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）
- ④ 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）
- ⑤ 市町村における子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定）

5. 委託業務内容

(1) 事業計画書作成に係る業務

① 現状把握及び課題整理

本市が実施している子ども・子育て支援事業計画（以下「現計画」という）に基づく事業、その他関連施策の現状を把握し、課題の整理を行う。

② 調査票の設計

現計画の策定に向けて各施策の見直しや新たな施策展開検討の基礎資料とするため調査票の設計を行う。調査項目については、現計画策定時に実施したアンケート調査結果と一定の比較が可能な内容を基本としつつ、大和郡山市で新たに実施した事業の効果検証が行えるよう、受託者の提案を基に市と協議して決定する。

③ ニーズ調査の実施

次期計画策定の基礎資料とするため、国が策定を進めている「こども大綱」等や地域の特性、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等を踏まえたアンケート調査を行い、調査の集計、分析結果等を取りまとめる。

④ ニーズ調査における基本方針と調査項目について

専門的知識に基づいた提案をすること

提案については、国の指針や施策の動向に基づくとともに、他市の調査方針・調査票様式等を参考にすること。また、大和郡山市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、調査票案に修正、追加等を行うこと。

※ 調査票及び発送用・返信用封筒の作成・印刷・調査の実施（調査票の封入・発送及び回収）及び郵送費は委託料に含むものとする。

⑤ 調査対象者および調査数

調査対象者及び調査数は、次表のとおり

	種 別	ページ数	件数	備考	対象計画
1	未就学児童の保護者	20頁程度	1,000		子育て
2	就学児童の保護者	20頁程度	1,000		子育て
3	就学児童本人	8頁程度	500		子育て
4	保護者（貧困対策）	16頁程度	700	小・中学生の保護者（突合）	貧困
5	児童（貧困対策）	8頁程度	700	小・中学生児童本人（突合）	貧困
6	一般市民（若者）	12頁程度	700	18～39歳	子ども・若者

※ 貧困対策計画に係る調査（4と5）については突合調査とし、互いの回答が確認できないよう対策すること。調査票の印刷、封筒作成、郵送費（発送・回収）は受託者が負担する。対象者の抽出と宛名ラベル作成は市でおこない、宛名ラベルのみを支給する。受託者は、来庁のうえ、受け取る。調査票の返送先は市とするが、受託者は来庁のうえ回収すること。

⑥ 調査票の集計及び結果分析

調査票のデータ入力、調査結果の単純集計及びクロス集計、自由記述のとりまとめ、調査結果の分析（過去の調査結果との比較や計画策定における課題の抽出など）を行う。市全域やあらかじめ設定した区域（おおむね小学校区）の課題を抽出して、実情に応じた施策や今後必要となる施策を提案する。

⑦ ニーズ調査結果報告書の作成

ニーズ調査結果をとりまとめた報告書（グラフや図表等を用いた内容とする）を作成する。

○ 必要なサービス量の試算・補正措置

1. 保育ニーズ量及び地域子ども・子育て支援事業量の算出
・国、県への報告が必要な事業の「量の見込み」を算出
2. 上記以外で、大和郡山市に特に必要となる施策の事業量の算出

○ 報告書のとりまとめ、作成、印刷

1. 報告書の構成は市と協議のうえ、集計表は、グラフ等を用い見やすくなるように工夫すること
2. 誤字脱字の検査を行うこと
3. ニーズ調査成果品
 - ・調査報告書 A4判、1色刷、表紙レザック、30部、100～150頁程度
 - ・ニーズ調査集計結果一式
 - ・教育、保育、事業ニーズ量・人口推計データ一式
 - ・上記電子データ一式

⑧ 計画策定のための現状把握

1. 統計データ等による現状把握

子ども・子育て関連三法、児童福祉法など関係法令等を踏まえ、本市の子ども・子育て支援事業計画第二期計画の実施状況について、各サービスの提供状況を把握するとともに、個別事業及び政策レベルの進捗状況を分析し、第二期計画を評価する。

2. 子育て支援施策の把握・評価

アンケート調査の結果及び関係団体等へのヒアリング、子ども・子育て支援事業計画第二期計画の評価結果等をもとに、新計画に引き継ぐべき課題や新たに取組むべき課題を抽出し、重点課題として設定する。

なお、重点課題の抽出にあたっては、わかりやすく資料作成するとともに各種会議等において受託者に説明を求めることがある。

3. 国の動向及び他市の状況報告

⑨ 計画書作成に向けた検討

1. 調査結果や人口推計等をもとに、目標の設定・目標事業量の推計を行い、具体的な支援施策の検討をすること。
2. 量の見込みの算定をもとに、教育・保育の確保方策・実施時期の原案を作成すること。
3. 量の見込みに対する教育・保育の確保方法・実施時期の検討に対し、助言すること。
4. 量の見込みの算定をもとに、地域子ども・子育て支援事業の確保方法・実施時期の原案を作成すること。
5. 量の見込みに対する地域子ども・子育て支援事業の確保方法・実施時期の検討に対し、助言すること。
 - ・国より提示された基本指針等との整合を図ること。
 - ・会議の意見等を踏まえ、計画全体の検討に対し、助言・整理を行うこと。

⑩ 計画骨子の作成

- ・計画の基本的な方向性と計画事業の概要をまとめた計画骨子を作成すること。
- ・教育・保育の提供体制、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の具体的な整理をすること。

⑪ 計画素案の作成

- ・計画骨子を基に計画素案を作成すること。
- ・計画素案の修正・校正・印刷を行うこと。
- ・各種会議の意見や国からの基本指針等を踏まえ、計画全体の検討・整理を行うこと。

(2) パブリックコメントへの実施支援

① 資料作成及び意見集約を行うこと。

② 各種会議等への参画

同計画策定に向けて本市が開催する「子ども・子育て会議」の円滑な進行を支援するため、会議内容に応じた資料提供を行うとともに、会議当日は子育て支援課と協議の上、説明等の役割分担を行い、会議終了後は議事録を取りまとめる。

- ・ 子ども・子育て会議・・・・・・・・・・委託期間内に6回程度
- ・ 子育て支援課との打ち合わせ・・・・・・・・・・随時

(3) 事業策定に係る情報支援

① 提案型によるこどもの意見聴取計画における資料とするため、市がこどもの意見聴取を実施する。調査方法については国の基本方針等を参考に、大和郡山市子ども・子育て会議において決定するが、受託者は調査方法を設定するに当たり、助言、アドバイス、情報提供、素案の提案などを行うこと。

② 子ども・子育て支援や子ども施策に関する情報提供支援子ども・子育て（子ども施策）に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。こども家庭庁や厚生労働省、内閣府等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して市に提供するとともに、計画案への反映を検討する。

③ 法令と計画の整合性こども基本法や子ども・子育て支援法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、当市の例規（条例、規則、要綱等）の改正について、助言、アドバイスなどを行うこと。

④ 会議等の運営支援

- 大和郡山市子ども・子育て会議の開催にあたり、その運営支援を行うこと。
- ・ ニーズ調査業務の報告及び計画策定のため、学識経験者や関係団体の代表

者等で構成する大和郡山市子ども・子育て会議（構成員含め 20 名程度）の開催に必要な資料を作成すること。

- ・会議に同席して必要に応じて資料を説明し、議事進行を補佐すること。
- ・会議で出た意見の集約、課題の整理及び会議録等を作成すること。

(4) 成果品

- ① ニーズ調査結果報告書（A4 版、120 頁程度、1 色刷） 30 部
- ② こどもまたはその他の関係者からの意見把握報告書 原稿 1 部
- ③ こども計画書作成
 - ・ A4 版、最大 100 頁程度、1 色刷り、200 部
 - ・ グラフ作成、レイアウト編集、校正
- ④ こども計画書概要版作成
 - ・ A4 版、8 頁、カラー刷り、3,000 部
 - ・ 企画、デザイン、イラスト作成、レイアウト編集、校正

※①②③④はすべて電子データで納品一式 電子データは Microsoft Word、Microsoft Excel 等で作成、電子媒体（DVD-R 等）で提出

6. その他

- (1) 業務遂行にあたっては大和郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (2) 受託者は、受託業務の実施予定及び実施状況について、定期的に報告するとともに、大和郡山市から求められたときには速やかに報告すること。
- (3) 成果品にかかる所有権、著作権は大和郡山市に帰属する。
- (4) 受託者は業務完了後、受託者の過失及び疎漏に起因する成果品の不良箇所が発見された場合、大和郡山市が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を受託者の負担において実施しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ処理するものとする。

以上